議第 31 号

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月25日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提案理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の改正に伴い、引用条文を改めるため、当該条例を制定し関係条例の一部を改正するもの。

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(下呂市下呂温泉合掌村条例の一部改正)

第1条 下呂市下呂温泉合掌村条例(平成16年下呂市条例第109号)の一部を次のように改正する。

改正後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第5条 法第34条において準用する地方自治法	第5条 法第34条において準用する地方自治法
(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8</u>	(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第4項</u> の
<u>項</u> の規定により合掌村の業務に従事する職員	規定により合掌村の業務に従事する職員の賠
の賠償責任の免除について議会の同意を得な	償責任の免除について議会の同意を得なけれ
ければならない場合は、当該賠償責任に係る	ばならない場合は、当該賠償責任に係る賠償
賠償額が30万円以上である場合とする。	額が30万円以上である場合とする。

(下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例 (平成16年下呂市条例第179号) の一部を 次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第4条 法第34条において準用する地方自治法	第4条 法第34条において準用する地方自治法
(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2</u> 第8	(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> 第8項の
項の規定により病院事業の業務に従事する職	規定により病院事業の業務に従事する職員の
員の賠償責任の免除について議会の同意を得	賠償責任の免除について議会の同意を得なけ
なければならない場合は、当該賠償責任に係	ればならない場合は、当該賠償責任に係る賠
る賠償額が10万円以上である場合とする。	償額が10万円以上である場合とする。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料】

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例要綱

1. 制定理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の改正に伴い、引用条文を改めるため、当該 条例を制定し関係条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市下呂温泉合掌村条例及び下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例で引用している地方自治法の条文を改めます。

(第1条の改正中第5条及び第2条の改正中第4条関係)

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則関係)